

R03年度

エコアクション21

環境活動レポート

22(令和4)年9月8日作成

株式会社 佐々木事業所

目 次

1 組織の概要	1
2 認証登録範囲	4
3 環境方針	6
4 環境目標	7
5 環境活動計画	7
6&7 環境目標の実績並びに評価と次年度の取組内容	8
8 環境関連法規等の遵守及び評価の結果並びに違反の違反、 訴訟等の有無	9
9 代表による全体評価と見直しの結果	10

【1 会社の概要】**① 会社組織**

会 社 名	株式会社 佐々木事業所
本社・工場所在地	〒041-0852 北海道函館市鍛冶2丁目16-7
代 表 者	代表取締役 時田 茂
設 立 年 月 日	昭和46年4月24日
事業開始年月日	昭和46年4月24日
資 本 金	2,000万円
代 表 者	代表取締役 時田 茂 (昭和59年03月02日就任)
役 員 等	取 締 役 時田 札 子 (昭和59年02月29日就任) 取 締 役 時田 まゆみ (平成05年04月01日就任) 取 締 役 時田 真 一 (平成20年01月31日就任) 取 締 役 渡辺 宗 尊 (平成20年01月31日就任) 監 査 役 時田 美和子 (平成18年02月20日就任)
事 業 経 歴	昭和46年04月24日 株式会社佐々木事業所 資本金200万で設立 昭和52年07月27日 資本金800万に増資 昭和53年08月25日 道南産業廃棄物処理株式会社へ社名変更 昭和55年07月26日 株式会社佐々木事業所へ社名変更 昭和58年02月23日 函館市の産業廃棄物収集運搬許可を取得 平成02年12月08日 資本金2,000万へ増資 平成05年09月06日 北海道の産業廃棄物収集運搬許可を取得 平成20年09月06日 北斗市七飯浜4丁目12番18号に北斗支店を開設 平成28年06月30日 解体工事業の登録

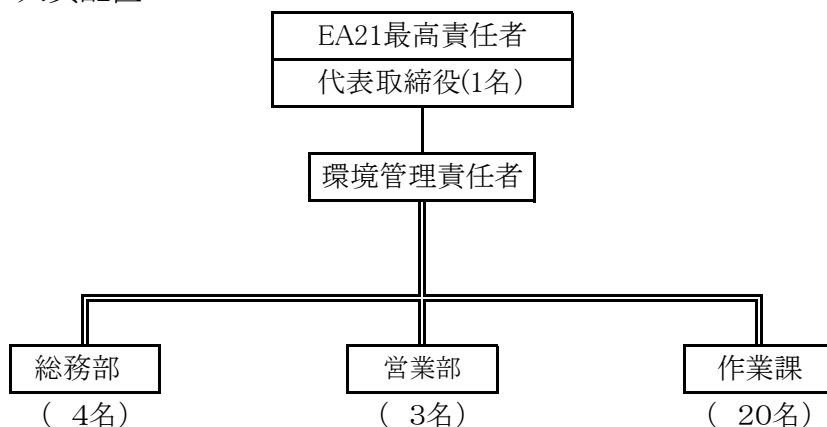
産業廃棄物	北海道	許可番号	第00100007686号	許可期間	H27.10.31 ~ R4.9.5
		燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、鋳さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)、動物の死体、ばいじん。積替保管なし。			
産業特別管理廃棄物	北海道	許可番号	第00150007686号	許可期間	H30.12.5 ~ R7.12.4
		廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)、廃酸(pH2.0以下のもの。廃バッテリーを含む。) 廃アルカリ(pH12.5以上のもの)、特定有害産業廃棄物、廃石綿等。積替保管なし。			
廃一般廃棄物	函館市	許可番号	第3号	許可期間	R2.4.1 ~ R4.3.31
		し尿および浄化槽汚泥を除く一般廃棄物			
廃一般廃棄物	北斗市	許可番号	第2-12号	許可期間	R2.4.1 ~ R4.3.31
		し尿を除く一般廃棄物			
廃一般廃棄物	七飯町	許可番号	第17号	許可期間	R2.4.1 ~ R4.3.31
		し尿及び浄化槽汚泥を除く一般廃棄物			
工業解体	北海道	解体工事業の登録について		許可期間	H28.6.30 ~ R3.6.29
		登録番号	北海道知事(登-28)渡 第50号		
環境管理責任者		専務取締役 時田 真一			
連絡担当者		専務取締役 時田 真一			
連絡先		TEL 0138-32-0582		Fax 0138-32-9024	
		HP: http://hakodate-sasaki.com/ Email: sasaki@ms1.ncv.ne.jp			

② 事業規模

区分	年度	単位	2019年	2020年	2021年
産業廃棄物の処分量		t	33,611	34,826	30,756
売上高		百万円	540.0	570.0	592.9
うち解体工事業の件数		件	38	76	74
解体工事業売上高		百万円	44	79	71
従業員数		人	29	29	29

③ 組織体制(部門別人員配置図、処理業講習受講状況)

i 組織・人員配置



※ EA事務局を含む

ii 産業廃棄物処理業の許可(更新)に関する講習受講状況

- (公財)日本産業廃棄物処理振興センター開催
 - ・ 処分課程(更新)、H30年6月5日受講、終了証番号518014067号

iii 産業廃棄物処理技術管理者資格

破砕リサイクル施設技術管理士・・・2名

④ 運搬車両の種類と台数

運搬車両の種類	最大積載量 (kg)	台数
日産 8t ユニック付 深アオリダンプ	3,600kg	1台
日産 8t ユニック付 深アオリダンプ	6,100kg	1台
日産 8t ユニック付 深アオリダンプ	3,500kg	1台
日産 8t ユニック付 深アオリダンプ	3,000kg	1台
日産 ディーゼル 4t プレスパッカー	1,850kg	1台
日産 ディーゼル 8t パッカー	3,750kg	1台
日産 4t キャブオーバー 平ボデー	2,000kg	1台
日産 ディーゼル 8t パッカー	3,300kg	1台
日産 ディーゼル 8t パッカー	3,350kg	1台
日産 ディーゼル 11t 深アオリダンプ	10,800kg	1台
日産 8t ユニック付 深アオリダンプ	5,500kg	1台
日産 ディーゼル 4t 平ボデー	2,000kg	1台
日産 ディーゼル 8t パッカー	3,200kg	1台
日産 ディーゼル 8t 深アオリダンプ	6,300kg	1台
日産 8t ユニック付 深アオリダンプ	5,600kg	1台
日産 8t アームロールダンプ	7,900kg	1台
日産 11t アームロールダンプ	11,100kg	1台

⑤ 産業廃棄物の処理実績

・受託した産業廃棄物の処理量(収集運搬量)

廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
燃え殻	6	8		16	19	20	12	22	13	12		33	161	t
汚泥	443	310	237	203	122	135	139	101	136	156	168	170	2,320	t
廃油	1		2	2	5	1	2	5	2			6	26	t
廃酸		2		1									3	t
廃プラ	279	157	164	205	203	232	239	225	277	198	178	279	2,636	t
紙くず	27	24	27	22	20	13	32	17	20	11	12	28	253	t
木くず	205	282	179	255	299	303	279	308	250	149	428	348	3,285	t
動植物性残差	11	16	10	9	8	8		11	14	6	16	30	139	t
金属くず	324	389	314	298	230	342	374	335	446	260	268	305	3,885	t
ガラス陶磁器	795	843	836	968	874	928	812	755	837	447	478	696	9,269	t
鉱さい	17	38	19	17	20	25	31	20	24	12	6	15	244	t
がれき類	263	343	647	296	306	277	353	554	216	154	350	361	4,120	t
混合	326	303	334	347	280	340	407	414	473	278	315	538	4,355	t
ばいじん		4						3					7	t
石綿含有物	2		1	4		2	8	5	9	4	3	3	41	t
水銀使用製品	0	0	0		0		0		0		0		1	t
特別産業廃棄物										1			1	t

・排出した産業廃棄物の量(解体工事業)

廃棄物の種類	排出量	
木くず	682	t
混合廃棄物	341	t
石膏ボード	173	t
がれき類	3078	t
石綿含有建材	12	t

⑥ 地域融和

当社の施設は、利害関係者に対し公開するので、事前にご連絡してください。

⑦ 環境保全への取組み

- i エコアクション21認証新規登録(番号0007390)・・・2011年8月23日／以降更新継続
- ii 電子マニフェスト使用

【2 認証登録範囲】

i サイト	本社・車両置き場・北斗支店
ii 事業範囲	産業廃棄物収集運搬業 一般廃棄物収集運搬業(函館市・北斗市・七飯町)※し尿及び浄化槽汚泥を除く) 特別管理産業廃棄物収集運搬業 解体工事業
iii レポートの期間	令和3年度4月1日から令和4年度3月31日まで

【3 環境方針】

環 境 方 針

株式会社佐々木事業所は、廃棄物の収集運搬業及び解体工事業を通して、循環型社会を推進し環境負荷を軽減させます。そして限りある資源を大切にし、地球環境の維持・向上の為、環境に配慮した適正な企業活動をおこない持続可能な社会の実現に向けて貢献致します。

1. 弊社業務における廃棄物を抑制します。
2. 弊社事業活動に伴う法規制の遵守を徹底します。
3. 弊社事業活動に伴う環境負荷の低減を目指します。

(ア) 燃料使用量の削減

(イ) 紙使用量の削減

(ウ) 電気使用量の削減

(エ) 水使用量の削減

(オ) 廃棄物排出量の把握、及びリサイクルの推奨

(カ) 二酸化炭素排出量の削減

4. 上記環境方針に沿った活動を行う為、月例会議等で全従業員に周知徹底し、全従業員で取り組んでいきます。

令和2年4月1日 改定

株式会社 佐々木事業所

代表取締役 時田 茂

【4 環境目標】

○ 中長期目標は、次表のとおり。

目標項目		R01年度		
		実数	単位	
削減	CO ₂ 排出量	473,508	Kg-CO ₂	
	エネルギーの内訳	電力	12,329	kwh
		ガソリン	4,629	L
		軽油	173,605	L
	水道水使用量	264	m ³	
廃棄物受託量		34,826	t	
紙の使用量		100,000	枚	
仕事量当りの環境負荷		13.60		

中長期目標				
R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度
±0%	±0%	±0%	±0%	±0%
±0%	±0%	±0%	±0%	±0%
±0%	±0%	±0%	±0%	±0%
±0%	±0%	±0%	±0%	±0%
±0%	±0%	±0%	±0%	±0%
±0%	±0%	±0%	±0%	±0%
±0%	±0%	±0%	±0%	±0%
暫時増加				

① 温室効果ガス関係

- i CO₂排出量は、認証登録から10年以上経過し新たな機器を導入しない限り削減ができないため、±0%を目標値とし、事業量の増加を目指すことにする。
- ii CO₂の排出係数は、北海道電力の2018年値(0.656)とする。

【5 環境活動計画の内容】

- (1) 収集運搬で使用する車両の平均燃費の向上
 - ・エコドライブの実践
 - 詳細：無駄なアイドリング、急発進、急加速、空フカシの禁止
- (2) 営業で使用する車両の平均燃費の向上
 - ・エコドライブの実践
 - 詳細：無駄なアイドリング、急発進、急加速、空フカシの禁止
- (3) 事務所で使用する電気使用料の削減
 - ・お昼や休憩時間の消灯、PCの電源オフ
 - ・30分以上作業がない場合はPCの電源オフ
 - ・待機電力なども気をつける
- (4) 事務所で使用する紙の使用量の削減
 - ・裏紙なども再利用する
 - ・ミスコピー、ミスプリントをなくする
- (5) 上水の使用量を把握し、エコ活動を意識づける。
 - ・水道の出しっぱなしをやめる
- (6) 解体工事業において排出する廃棄物の数量を把握し可能な限りリサイクルする
 - ・建設リサイクル法の順守
 - ・優良認定を受けている処分業者の選定や分別解体の徹底

【6 環境目標の実績と分析】

		R01年度		備考
		実績	単位	
CO ₂ 排出量		473,507.9	Kg-CO ₂	
投入エネルギー等	電力	12,329	kwh	
	ガソリン	4,629	L	
	軽油	173,605	L	
水道水使用量		264	m ³	
廃棄物受託量		34,826	t	
紙の使用量		100,000	枚	
仕事量当りの環境負荷		13.5964	Kg-CO ₂ /t	

R03年度			備考
実績	増減差	増減比率%	
518,109.8	44,602.0	9.4	
12,329.0	0.0	0.0	
3,780.2	-848.8	-18.3	
192,846.0	19,241.0	11.1	
269.0	5.0	1.9	
30,703.5	-4,122.5	-11.8	
89,000.0	-11,000.0	-11.0	
16.8746	3.2782	124.1	

2 評価意見

i 温室効果ガス

CO₂の排出量は、44,602 kg-CO₂の増加となった。原因としては軽油の使用量が増加した為であるが、車の入れ替え及び増車が理由となっている。作業効率を向上し、これ以上の増加を防止する必要がある

ii 水道水

水道水は、1.9%増加したが、微増の為問題とはしない。

iii 仕事量あたりの環境負荷

CO₂の排出量は、廃棄物受託量が約11.8%減少したのに対し、約9.4%増加した。解体時に使用する車の搬送効率が悪いのが原因なのか仕事量あたりの環境負荷が25%も悪化している。原因を追究しつつ効率化の向上を図る

iv 解体工事業における産業廃棄物 排出量の把握及び可能な限り再資源化について

排出する廃棄物の種類ごとの排出量の把握や、優良認定業者(リサイクルを推奨している中間処理業者)と処分の委託契約をし、可能な限りのリサイクルをしている。

3 次年度の取組に関する意見

i 環境目標の変更の必要はあり。

車両台数の変化に伴い、軽油使用量の増加、解体時の搬送効率の悪化などの要因でCO₂排出量が増加している。R03年度を基準としてCO₂排出量の削減をめざす。

ii 環境活動計画の内容は変更の必要はない。

【7 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反訴訟の有無】

① 環境関連法規は、毎年1月に行政機関のHP等で改廃等をチェックして当社に必要な法律を次表のとおり確認しているため、適切と評価している。

適用法令	主な要求事項	確認状況
廃棄物処理法	廃棄物の投棄・焼却の禁止規定	遵守確認
	無許可営業の禁止規定	遵守確認
	処理施設の設置許可規定	遵守確認
	一廃・産廃の処理(収集運搬)基準	遵守確認
	産廃の委託基準及び管理票の交付・回付・報告規定	遵守確認
消防法・条例	灯油タンクの材質・保管基準	届出で確認
道路運送車両法	車両の排ガス・騒音規定	車検で確認
水質汚濁防止法	公共水域へ油流出に関する措置・報告規定	事例なし
建設リサイクル法	事業者の環境物品等の取入れ規定	適宜実施

② 廃棄物処理法は、当社の事業に直接関係する法律で違反すると操業ができなくなるため違反することはないが、過去3年間に関係当局から違反の指摘もなく訴訟の事実もありません。

【8 代表者による評価と見直し結果】

1 環境方針

令和元年4月1日に改定。状況により変更もあるが当面はこのままとする。

2 環境関連法規の取りまとめ等

環境関連法規一覧表は、新しい法規等を随時調査し更新する

3 環境目標及び環境活動内容等

- i 中長期目標は、R01年4月～R05年3月の5年間とする。
- ii 電気使用量をR02年度を基準に変更する。
- iii CO2排出量を把握し可能であれば削減する。基準は±0%維持。
- iv 仕事量当たりの環境負荷を低減できるように努力する
- v 解体工事業における記録の仕方をわかりやすく変更すること。

4 システム・実施体制

当社は、体制に問題はないため、変更はしない。

5 その他

文書等の改定変月日は、4月1日に遡及する。